北九州市国民健康保険加入者の皆様へ

海 外 療 養 費 制 度

（海外渡航中に病気やけがで治療を受けた場合）

海外渡航中に急な病気でやむを得ず現地で治療を受けた場合、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。

基本的には、『日本国内の保険医療機関等で同じ治療を受けたと仮定した場合の医療費（標準額）』か、『領収明細書の金額（実費額）』のどちらか低い額から、一部負担金を引いた額が、海外療養費として支払われます。（※実費額は、支給決定日の外国為替換算率（売レート）で円換算します。）

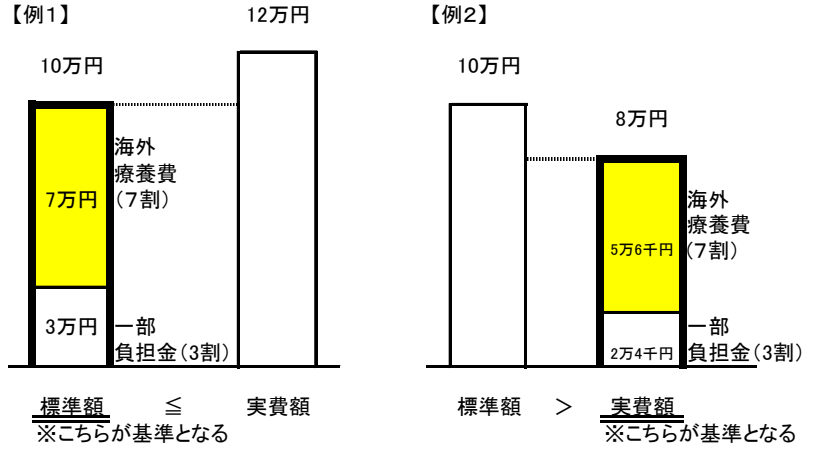

■ 一部負担金3割の人が申請した場合の、海外療養費の払い戻しは…

・例1の場合： 7万円

・例2の場合： 5万6千円

となります。

<u>※但し、治療目的での渡航の場合、また日本で保険適用されていない治療を受けた場合などは、保険給付の対象とはなりません。当制度は、日本国内に居住する人が短期間海外渡航した時の制度です。1年以上海外に滞在されている人など、生活の実態そのものが海外にあると判断される場合は、国民健康保険の加入要件を満たさず、資格が遡及して喪失する場合があります。</u>

1．申請に必要なもの

①診療内容明細書（海外療養費） Form A ※日本語翻訳文も必要	・ 海外で治療を受けた医師が作成したもの （様式は区役所窓口にて事前受取か、北九州市ホームページより様式ダウンロードしてください） ・ 翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号も記入してください ・ 領収明細書は、歯科の場合、歯科用をご利用ください。 ・ 月をまたがって受診した場合は、できるだけ各月ごと、入院・入院外ごとに作成してください。
②領収明細書（海外療養費） Form B ※日本語翻訳文も必要 ※医科用と歯科用があります	
③診療内容補足説明書 ※日本語翻訳文も必要	
④調査に関わる同意書	
⑤海外で受け取った治療費の領収書（原本）	
⑥パスポート	・ 治療を受けた日に渡航していたことがわかる、出入国スタンプが押印されているもの
⑦国民健康保険の資格確認ができるもの（資格確認書等）	
⑧世帯主名義の振込口座がわかるもの	・ 国外への送金はできません
⑨個人番号（マイナンバー）が分かるもの	

2．申請先　　お住まいの区の各区役所　国保年金課　窓口　　（裏面もお読みください）

海外療養費を申請する方へ（お知らせ）

～適正支給のために～

海外療養費の適正支給のため、下記の事項について必ずご一読いただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

海外での公的保険から給付を受ける場合

●海外での公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合は、公的保険より給付された額は海外療養費から減額となります。支給後に判明した場合、差額を返還していただくこととなりますので、海外の公的保険に加入された方は、あらかじめ申請時にお申し出ください。

民間の旅行傷害保険等に入った場合

●民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象とはなりません。

●但し、民間の旅行傷害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関から治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）は、支給の対象となりません。

パスポートの確認について

●海外診療を受けた日に渡航していたことを確認させていただくため、該当時期の出入国スタンプが押印されているパスポートを申請時にお持ちください。
但し、空港の出入国審査で自動化ゲートを利用される場合はパスポートに出入国印が押印されません。自動化ゲートの通過時に職員に申し出て押印してもらうか、出入国押印が省略されている場合は、航空券（電子航空券の写しでも可）など渡航したことがわかるものも一緒にお持ちください。

～その他～

提出書類について

●診療内容明細書、領収明細書、領収書、日本語訳文等を発行するために必要となる費用は申請者の負担となります。（添付する翻訳には、翻訳者の氏名、住所、電話番号を記載してください。）

●提出書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、書類の内容について詳しく内容を確認させていただきます。
また、審査の過程で確認書類等再提出をお願いすることがあります。

※申請を受けた後、国保連合会にて診療内容明細書、領収明細書等の審査があるため、3ヶ月以上時間を要します。

※また、診療内容明細書、領収明細書等に不明な点がある場合、治療をうけた医療機関に文書、電話等で確認をすることがあります。それに伴い、窓口での申請時に**「調査に関わる同意書」**も提出をお願いします。調査を行うことになった場合は、審査には相当のお時間をいただくことになりますので、あらかじめご了承ください。